



税理士
起業支援専門家
村上 心理

21歳で難病により車いす生活になったことをきっかけに税理士の道に。起業支援専門家としてクライアントの80%以上を創業・法人化から支援。

悠々素敵 活き活き セカンドライフのすすめ その②

近年、高齢者の起業が増えています。(2012年時点で、起業した者に占める60歳以上の割合は32.4%)
そこで今回は、起業時によくご相談いただく「個人事業」と法人(株式会社等)の違いについてご説明します。

	個人事業	法人
設立費用	0円	約30万円
社会的信用	低い	高い
事務負担	軽い	重い
節税対策	少ない	多い
社会保険料コスト	低い	高い
事業継承・相続対策	困難	容易
年金支給	停止なし	停止あり

■法人のメリット

① 対外的信用力の増大
個人事業よりも法人の方が社会的信用力が高いため、取引先の開拓、融資、優秀な人材の雇用などは法人の方が有利です。

② ささまざまな節税対策が可能

法人化し会社から給与をもらうことにより、給与所得控除の適用を受けることができます。給与所得控除とは、給与所得者の必要経費のようなもので、所得税や住民税を計算する際、給与収入に応じて一定の金額が控除されます(例: 給与収入が500万円の場合の控除額は154万円)。その他にも、生命保険・出張手当・社宅などさまざまな節税策を活用することができます。

■法人のデメリット

① 設立手続きが面倒・費用がかかる
法人を設立するためには、登録免許税や司法書士報酬などで約30万円必要です。しかし、個人事業であれば登記は不要で、届出を提出するだけなので、設立費用はかかりません。

② 社会保険料コストの増加

法人は社会保険に加入しなければいけません。社会保険料は被保険者負担と事業主負担合計で給与等の約29%ですから、相当の負担になります。

シニア起業の場合に

考慮するべき問題点

① 事業継承・相続対策

個人事業の場合は、事業主が亡くなると個人名義の預金が凍結され、遺産分割までの一定期間業務に支障が生じます。また、相続人間に争いがあると業務が完全に停止しますし、事業用資産が複数の相続人に分散すると、事業継続に問題が生じる可能性があります。

能性もあります。

しかし、法人の場合は、経営者が死亡しても法人名義の預金が凍結されることはなく、後継者により事業はそのまま継続されます。株式の売買や贈与による生前の事業継承や相続対策も比較的容易にできます。

② 退職金の支払

法人の場合、役員・従業員に対して支給した退職金は損金として認められます。退職金は受取った個人においても税金面でかなり優遇されているため、大きな節税が可能となります。

③ 年金支給停止の可能性も

60歳以上で老齢厚生年金を受給している人が職に就いて厚生年金の被保険者となった場合、その給与額に応じて年金が減額されることがあります。しかし、個人事業主の場合は、厚生年金の被保険者には該当しないため、年金の支給停止はありません。

事業の組織形態を個人事業にするのか法人にするのかは、以上のことを総合的に判断して有利選択してください。また、起業や従業員を雇用する際には補助金や融資などさまざまな支援制度がありますので、ぜひ活用ください。

ファイナンシャルプランナー/日本FP協会認定AFP

中川 博登

貿易業務で20数か国を訪問、その後縁あって証券業(現職)に。投信や株、保証商品など、証券・保険の金融商品に精通し、AFP資格を持つ相続診断士。

FP相続サポートオフィス

岡山市北区大供2-1-1 センビル402号室
TEL: 086-232-0186 / FAX: 086-232-0187
Mobile: 080-6927-5534
E-mail: info@fpsozokusupport.com



司法書士・行政書士

高野 佑介

誠実な対応・わかりやすい説明をモットーとし、お客様の問題解決を全力でサポートします。

- 簡裁訴訟代理
- 遺言・相続
- 不動産登記
- 裁判書類作成
- 債務整理
- 会社・法人登記
- M&A・事業承継
- 成年後見
- 相談業務

司法書士・行政書士 高野佑介事務所

岡山市中区円山151番地1-102
TEL: 086-206-2344 / FAX: 086-206-2345
Mobile: 090-1019-0734
E-mail: takano-office@dolphin.ocn.ne.jp



税理士・起業支援専門家

村上 心理

共に税理士である父・長男・次男を中心とした家族経営のアットホームな事務所。毎月、相続の無料相談会を開催し、年100件以上の相談に対応。

- 税務会計
- 創業・法人成り
- 給与計算
- 経営計画
- 補助金・助成金・融資 他

村上健税理士事務所

岡山市東区可知4-3-8
TEL: 086-238-3330 / FAX: 086-238-3320
Mobile: 090-7095-5611
E-mail: shinri@murakami-tax.com